

申 請

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 5 年 1 月 2 3 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること
大田原市において産出された茶
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

大田原市で産出される平成25年産春番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品目	地点	採取日	測定結果 放射性セシウム (Bq/kg)
平成23年産			
一番茶 (生葉)	須賀川①	H23.5.17	520
二番茶 (生葉)	須賀川①	H23.6.21	230
二番茶 (生葉)	須賀川①	H23.6.21	310
二番茶 (生葉)	須賀川②	H23.6.21	360
二番茶 (荒茶)	須賀川①	H23.7.12	310
二番茶 (荒茶)	須賀川②	H23.7.12	560
平成25年産			
春番茶 (飲用茶)	須賀川①	H25.3.21	1.1
	須賀川②	H25.3.21	<1.8
	雲岩寺③	H25.3.21	0.92
	雲岩寺④	H25.3.21	0.80

《検査地点の選定方法》

大田原市は、県の北東部に位置し、平坦な地形が連なる水田地帯を形成している一方で、市の東部は、茨城県境にかけて中山間地域となり狭隘なほ場や傾斜地も見られる。

大田原市は、平成17年に1市1町1村が合併しているが、茶の栽培は県境の旧黒羽町で行われており、須賀川地区及び雲岩寺地区において産地が形成されている。

今回の検査地点として、まず平成23年に出荷制限を判断したサンプルの採取地点を選定した（検査地点①及び②）。

また、空間線量率の航空機モニタリング調査結果や農耕地土壌調査結果等を参考に地域の広がり等も考慮して予備調査を実施し、最も測定結果の高かった地点（検査地点③）及び次いで測定結果の高かった地点（検査地点④）を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、大田原市内の3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、結果を公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である大田原市においては、19戸の農家と1集団が茶の生産・出荷を行っており、生産者が自己所有施設で加工し販売する形態のほかに、製茶工場に加工を委託した茶

を引き取って自ら販売する形態がある。

各生産者は、平成23年産及び24年産の茶葉について全て処分するとともに、平成25年産に向けた放射性セシウムの低減対策として「中切り」や「深刈り」のほか、施肥等の栽培管理を継続して進めてきた。

今後、生産者に対しては、販売先の捕捉を可能とするよう出荷先の記録の保存を求めていくとともに、各工場に対しては、入荷先の記録に加え出荷先の記録の保存を求め販売先等の捕捉を可能とする。

大田原市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、大田原市で産出された荒茶には市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、引き続き出荷制限が継続される鹿沼市については、これまで同様、市を通じて生産者に対して出荷制限が継続されていることを文書等により周知徹底する。

5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える検査結果が確認された場合、該当地域の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

大田原市

検査地点①～②：大田原市須賀川地区

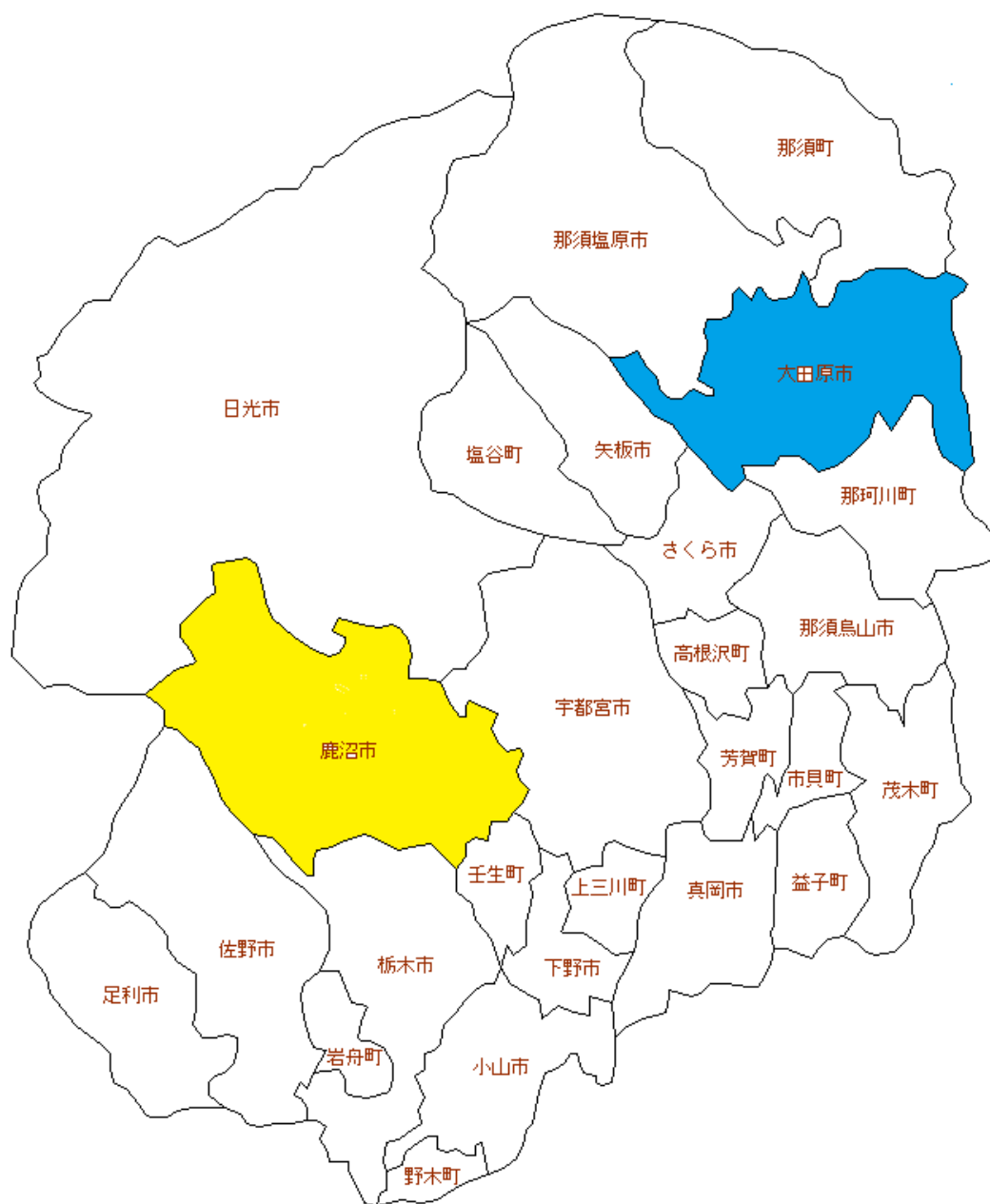
検査地点③～④：大田原市雲岩寺地区



※検査地点番号の下段は付近の空間放射線量の簡易測定結果

平成25年3月

栃木県における茶の出荷制限の解除申請状況



- 出荷制限指示地域 鹿沼市
- 今回解除を申請する地域 大田原市

市町村名	栽培面積	農家戸数
大田原市	36ha	19戸・1集団

申 請

平成25年3月26日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づ
く平成25年1月23日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
永野川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたもの
を除く。）
- 2 解除を申請する理由
別紙のとおり

1 解除を申請する理由

出荷制限指示の根拠となるやまめが採捕された平成24年8月30日以降、同年11月22日から平成25年3月14日の期間、永野川のやまめが生息する2地点において18検体の検査を実施したところ、検出された放射性セシウムの平均値は3.7Bq/kg、最大値は14Bq/kgであり、安定して基準値を下回っていることが確認されたため。(図1～図2参照)

なお、永野川と同じ思川水系の各支流においても、本年2月及び3月の検査でいずれも検出限界未満(検出限界値4.9～14Bq/kg)であり、周辺の河川も含めて、検査結果は安定して基準値を下回っている。

2 永野川のやまめの出荷制限解除計画

(1) 出荷制限を解除する範囲

永野川(支流を含む。)

3 解除後の出荷管理計画

(1) 解除後のモニタリング計画

県は出荷制限が解除された後も、永野川の2箇所、他の思川水系の各河川の5箇所及びその他の永野川周辺の河川1箇所の計8箇所において、サンプリングを行い検査を実施する。

なお、漁期間中は、毎週検査を実施する。

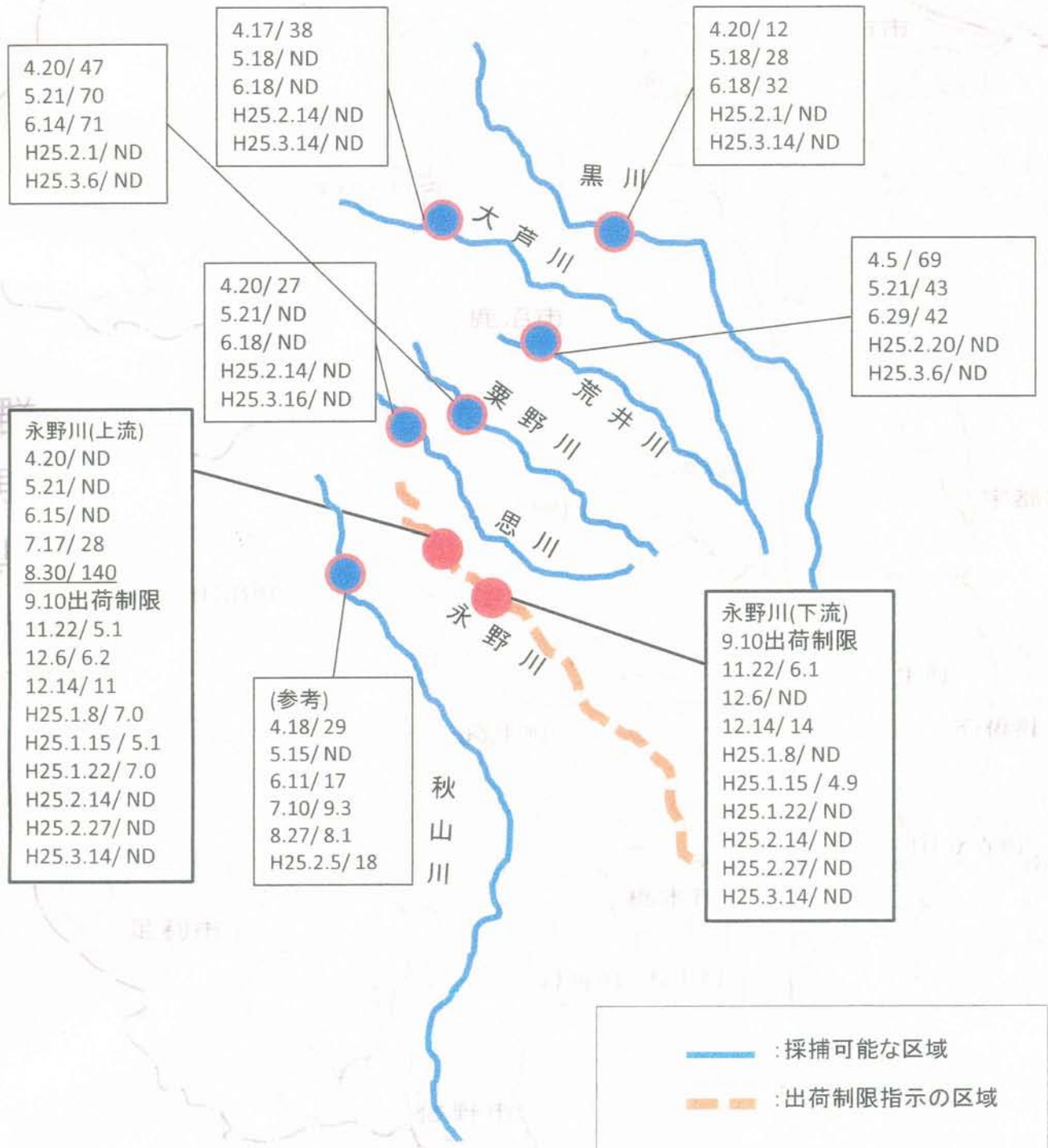
分析機関：(一財)海洋生物環境研究所等

市町村	区域	解除後のモニタリング計画
鹿沼市	・永野川の2箇所 ・思川、栗野川、荒井川、大芦川 及び黒川の5箇所 (計7箇所)	・解禁前 ・漁期間(3月～9月)の毎週
佐野市	・その他周辺河川の1箇所	

(2) モニタリング調査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即時に各関係漁業協同組合に対し、永野川(支流を含む。)におけるやまめの出荷自粛を求める。

永野川(ヤマメ)モニタリング図(H25.3.22現在) 図1



永野川（ヤマメ）モニタリング散布図（H25.3.22現在）

図 2

